

施策目標6 - 3 原子力の安全及び平和利用の確保

原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。(毎年度・毎年度)

主管課(課長名)

科学技術・学術政策局原子力安全課(野家 彰)

関係課(課長名)

科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室(小原 薫)、同原子力安全課放射線規制室(梶田 啓悟)、同原子力安全課保障措置室(室谷 展寛)

評価の判断基準

判断基準	各達成目標の平均から判断(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。
	S=3.4~4.0
	A=2.6~3.3
	B=1.8~2.5
	C=1.0~1.7

平成18年度の状況

「原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。」という施策目標は、平成18年度において、原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件であったこと、核燃料物質、放射性同位元素等の防護を破る盗取・妨害破壊行為が発生しなかったこと、国内にある核物質が核兵器等に転用されていないことが確認されたこと、及び必要な情報発信やプレス発表が行われていたことから、「想定どおり達成」として評価する。

なお、達成目標の結果は、

「試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止する。」という目標については順調に進捗しており、

「核燃料物質、放射性同位元素等を防護する。」という目標については順調に進捗しており、

「国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認する。」という目標については順調に進捗しており、

「情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得る。」という目標については順調に進捗しており、

各達成目標の平均も3である。

評価結果

A

今後の課題及び政策への反映方針

原子力の安全及び平和利用の確保という目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、下記の措置を引き続き行う。

【予算要求】

・ 予算要求においては、従来の安全規制業務及び保障措置業務を着実に実施するとともに、最新の技術的知見、国際的な基準、指針類等の取り入れ等のための予算を要求する。また、特に、平成20年度予算要求については、昨今のセキュリティ対策に対するニーズの増加や、平成19年11月に本格稼働予定の六ヶ所再処理施設をはじめとした新・増設等により増加する原子力施設への査察対応、IAEAが新たに検討している保障措置手法への対応、世界的な原子力利用の復興に向けた取組等を踏まえ、

- 放射線源の登録管理システムの整備
- 新核物質防護システムの確立調査
- 原子炉施設の耐震安全性調査
- より効果的、効率的な保障措置手法の開発、保障措置体制の強化等の措置を行う予定。

【機構・定員要求】

・ また、機構定員要求においても、引き続き、従来の安全規制業務及び保障措置業務を着実に実施していくことに加え、特に、平成20年度機構定員要求については、改正された放射線障害防止法における経過措置の終了に伴う事業所数の増大による安全確保への対応や、急増する保障措置業務に対応できる体制への再構築のために、

- 放射線障害防止法に基づく審査検査態勢の強化のための審査係長
- 急増する保障措置業務への対応のため、保障措置室長、保障措置企画専門官を要求する予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

- 第159回(H16.1.19)、第162回(H17.1.21)、第164回(H18.1.20)

関連達成目標

備考

政策評価担当部局の所見

評価結果は概ね妥当

達成目標 6 - 3 - 1

試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止する。(毎年度・毎年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	原子力災害、一般公衆の放射線障害の発生件数
	A = 原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が 0 件 B = 原子力災害又は一般公衆の放射線障害の発生が 1 件 C = 原子力災害又は一般公衆の放射線障害の発生が 2 件以上 原子力の規制は、達成目標を達成するに必要十分な範囲で措置されているため、判断基準として「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。

なお、安全規制においては、安全確保が最終的な目標となっており、原子力災害や放射線障害の発生防止を達成目標としているが、目標設定に際しては、事業者が原子力施設の安全性・信頼性の確保に一義的責任を有していることを踏まえ、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めて安全性・信頼性が確保されるという認識が大前提となる。たとえば、過去において発生した事故等の原因を見ても、安全規制行政の規制行為の瑕疵が原因ではなく、事業者の責によるものが大多数である。したがって、仮に原子力災害や放射線障害が発生したとしても、その発生件数のみで評価を行うのではなく、判断基準の設定が困難ではあるものの、発生した災害等に係る行政の規制行為の適否についても評価にあたって留意する必要がある。

また、安全規制の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、原子力施設が廃止されるまでの間、継続的な取組(審査、検査等)により総合的に確保されるものであり、ある一定期間(複数年)を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考える。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。

2. 平成18年度の状況

文部科学省では、試験研究炉、核燃料物質等の使用について、原子炉等規制法に基づく安全規制を行っている。また、放射性同位元素等の使用等については、放射線障害防止法に基づく安全規制を行っている。

具体的には、

- 原子炉の設置、設計及び工事の方法の許認可
- 原子炉施設の検査
- 核燃料物質の使用の許認可
- 核燃料物質使用施設の検査
- 放射性同位元素の使用の許可
放射線使用施設等に対する立ち入り検査

等を行っている。平成18年度においても、これら取組を通じて、原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件であるため、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。

参考指標である、事故故障等報告件数は原子炉等規制法、放射線障害防止法をあわせて、6件であり、原因究明等を含め適切な対応をした結果が、原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件の結果につながったものと考えられる。

(指標・参考指標)

指標

	14	15	16	17	18
原子力災害の発生件数	0	0	0	0	0
一般公衆の放射線障害の発生件数	0	0	0	0	0

参考指標

	14	15	16	17	18
原子炉等規制法に基づく事故報告件数	4	3	2	3	1
放射線障害防止法に基づく事故故障等報告件数	1	5	6	4	6

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、技術開発成果、IAEAにおける安全基準等の検討結果、高経年化対策、改訂耐震指針への対応や放射性同位元素の使用施設におけるクリアランス制度の実施の検討など、最新の知見、国際的な基準、指針類等の取り入れに努める。

予算、機構定員等への考え方

平成20年度予算要求においては、従来の安全規制業務を着実に実施するための予算を引き続き要求するとともに、平成18年9月に原子力安全委員会が「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改定したことを受け、既設の試験研究炉について耐震安全性の評価を実施するための予算を要求する予定。

また、平成20年度機構定員要求においても、改正された放射線障害防止法における経過措置の終了に伴う事業所数の増大による安全確保への対応のため、

- 放射線障害防止法に基づく審査検査態勢の強化のための審査係長を要求する予定。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
原子炉等規制法に基づく安全規制の実施 (85百万円)	<p>原子炉等規制法に基づく以下の規制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する検査・確認 ・法令違反に対する行政処分 <p>原子炉等規制法施行に必要なデータベースの整備</p> <p>国内外の施設において発生した事故・トラブルの水平展開</p>	<p>[得られた効果]</p> <p>原子炉施設等の安全が確保され、原子力災害の発生が防止された。</p> <p>[事務事業等による活動量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究炉の設計及び工事の方法の(変更)認可(10施設に対し)16件 ・試験研究炉の使用前検査(6施設に対し)13件 ・試験研究炉の施設定期検査(15施設に対し)21件 ・試験研究炉の保安規定(変更)許可10件 ・試験研究炉の保安検査(15施設に対し)48件 ・核燃料使用施設の使用変更許可(炉規法第41条該当施設16事業所に対し)11件 ・核燃料使用施設の施設検査(3施設に対し)7件 ・核燃料使用施設の保安規定(変更)認可(7施設に対し)9件 ・核燃料使用施設の保安検査64件 <p>[業務の効率化]</p> <p>許認可の審査にあたっては、運用上の考え方を関係者に事前に確認、周知するなどの取組を行い、審査業務の効率化を図っている。このような取組の結果、例えば保安規定の変更認可の1件あたりの処理に要した期間は、標準処理期間が60日で設定されているのに対し、平均約1ヶ月程度となっている。</p>	<p>引き続き、原子炉等規制法に基づく安全規制を着実に実施するための予算を確保する。</p>
放射線障害防止法に基づく安全規制の実施 (69百万円)	<p>放射線障害防止法に基づく以下の規制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する立入検査 ・登録機関による認証、検査、講習等の実施 ・法令違反に対する行政処分 <p>放射線障害防止法施行に必要なデータベース等の整備</p>	<p>[得られた効果]</p> <p>放射性同位元素使用施設等の安全が確保され、一般公衆の放射線障害の発生が防止された。</p> <p>[事務事業等による活動量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可届出等処理件数14,602件 ・立入検査実施回数183回 行政処分回数1 <p>[業務の効率化]</p> <p>許認可の申請前には事業者との間で事前に申請書類のチェックを行っている他、申請届出内容の管理のための放射線障害防止総合管理システムを整備し、審査事務を効率化している。</p> <p>このような取組の結果、1件あたりの処理に要した日数は、標準処理期間が90日で設定されているのに対し、平均約1~2ヶ月程度となっている。</p>	<p>引き続き、放射線障害防止法に基づく安全規制を着実に実施するための予算を確保する。</p>
最新の知見、国際的な基準、指針類の取り入れ (18百万円)	<p>IAEAの国際検討会等への参加</p> <p>諸外国との情報交換</p> <p>放射線審議会での検討</p>	<p>[得られた効果]</p> <p>規制の合理化、高度化等により、安全の向上につながった。</p>	<p>引き続き、最新の知見、国際的な基準、指針類を取り入れるための予算を確保する。</p>

核燃料物質、放射性同位元素等を防護する。(毎年度・毎年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為が発生した件数の合計件数
	A = 0 件 B = 1 件 C = 2 件以上 原子力の規制は、達成目標を達成するに必要な十分な範囲で措置されているため、判断基準として「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。

なお、原子力の利用にあたっては、核燃料物質、放射性同位元素等の防護が必要不可欠であり、核燃料物質、放射性同位元素等を防護を破る盗取・妨害破壊行為から適切に防護することを達成目標としているが、目標設定に際しては、事業者が核燃料物質、放射性同位元素等の防護の一義的責任を有していることを踏まえ、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めてこれらの防護が確立されるという認識が大前提となる。したがって、仮に我が国において核物質防護上の問題が発生したとしても、その発生件数のみで評価を行うのではなく、判断基準の設定が困難ではあるものの、発生した問題に係る行政庁の規制行為の適否についても評価にあたって留意する必要がある。

また、核燃料物質、放射性同位元素等の防護の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、当該物質を取り扱う期間全体をとおした継続的な取組(認可、確認等)により総合的に確保されるものであり、ある一定期間(複数年)を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考えた。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。

2. 平成18年度の状況

文部科学省では、試験研究炉、核燃料物質等の使用について、原子炉等規制法に基づく安全規制を行っている。また、放射性同位元素等の使用等については、放射線障害防止法に基づく安全規制を行っている。

具体的には、

- 原子炉の設置、設計及び工事の方法の許認可
- 原子炉施設の検査
- 核燃料物質の使用の許認可
- 核燃料物質使用施設の検査
- 放射性同位元素の使用の許可

等に加えて、

- 核物質防護体制の整備
- 放射線施設障害防止対策

等を行っている。平成18年度においても、これらの取り組みを通じて、防護が必要な核燃料物質、放射性同位元素等の防護を破る盗取・妨害破壊行為は発生していないため、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。

なお、平成18年には、IAEA核物質防護ガイドラインを原子炉等規制法に取り入れた新核物質防護システムの運用を高度化させるための調査を行っている。

また、IAEAが平成15年に策定した「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」を履行するため、放射性同位元素の所在情報を登録し国内の放射性同位元素をトレース可能にする放射線源登録管理システムについて、平成20年までに整備すべく、基本設計を行った。

(指標)

	14	15	16	17	18
核燃料物質に係る防護を破る盗取件数	0	0	0	0	0
核燃料物質に係る防護を破る妨害破壊行為件数	0	0	0	0	0
放射性同位元素に係る防護を破る盗取件数	0	0	0	0	0
放射性同位元素に係る防護を破る妨害破壊行為件数	0	0	0	0	0

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

米国同時多発テロ後、平成17年に国際基準であるIAEA核物質防護ガイドラインを原子炉等規制法に取り入れ、新核物質防護措置を強化し、平成18年度より運用を開始している。核燃料物質を防護するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があるため、当該強化措置の一環として実施した核物質防護検査の結果や海外との情報交換等を踏まえ、当該強化措置を更に高度化させるとともに、平成19年度からIAEAにおいて検討が開始されるガイドラインの改訂状況を調査し、必要に応じ、わが国の核物質防護に係る規制への反映を検討していく。

また、放射性同位元素等の放射線源は、ダーティボム等に使用される懸念があることから、特に米国同時多発テロ以降、国際的に関心が高まっており、IAEAにおいては、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」等が策定され、我が国はこれらに対応していくことを求められている。放射性同位元素等を防護するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があるため、平成20年度までに、放射性同位元素の所在情報を登録し国内の放射性同位元素をトレース可能にする放射線源登録管理システムを整備し、運用を開始する。

予算、機構定員等への考え方

平成20年度予算要求においては、従来の防護措置を着実に実施するための予算を引き続き要求するとともに、新核物質防護システムを早急に高度化するための要求及び放射線源登録管理システムを平成20年度中に整備するための要求等を行う予定。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
原子炉等規制法に基づく安全規制の実施 (85百万円)	原子炉等規制法に基づく以下の規制措置 ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する検査・確認 ・法令違反に対する行政処分 原子炉等規制法施行に必要なデータベースの整備 国内外の施設において発生した事故・トラブルの水平展開	[得られた効果] 核燃料物質が保護された。 [事務事業等による活動量] ・試験研究炉の設計及び工事の方法の(変更)認可(10施設に対し)16件 ・試験研究炉の使用前検査(6施設に対し)13件 ・試験研究炉の施設定期検査(15施設に対し)21件 ・試験研究炉の保安規定(変更)許可10件 ・試験研究炉の保安検査(15施設に対し)48件 ・核燃料使用施設の使用変更許可(炉規法第41条該当施設16事業所に対し)11件 ・核燃料使用施設の施設検査(3施設に対し)7件 ・核燃料使用施設の保安規定(変更)認可(7施設に対し)9件 ・核燃料使用施設の保安検査64件 [業務の効率化] 許認可の審査にあたっては、運用上の考え方を関係者に事前に確認、周知するなどの取組を行い、審査業務の効率化を図っている。このような取組の結果、例えば保安規定の変更認可の1件あたりの処理に要した期間は、標準処理期間が60日で設定されているのに対し、平均約1ヶ月程度となっている。	引き続き、原子炉等規制法に基づく安全規制を着実に実施するための予算を確保する。
放射線障害防止法に基づく安全規制の実施 (69百万円)	放射線障害防止法に基づく以下の規制措置 ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する立入検査 ・登録機関による認証、検査、講習等の実施 ・法令違反に対する行政処分 放射線障害防止法施行に必要なデータベース等の整備	[得られた効果] 放射性同位元素が保護された。 [事務事業等による活動量] ・許認可届出等処理件数14,602件 ・立入検査実施回数183回 行政処分回数1 [業務の効率化] 許認可の申請前には事業者との間で事前に申請書類のチェックを行っている他、申請届出内容の管理のための放射線障害防止総合管理システムを整備し、審査事務を効率化している。 このような取組の結果、1件あたりの処理に要した日数は、標準処理期間が90日で設定されているのに対し、平均約1~2ヶ月程度となっている。	引き続き、放射線障害防止法に基づく安全規制を着実に実施するための予算を確保する。
最新の知見、国際的な基準、指針類の取り入れ (18百万円)	IAEAの国際検討会等への参加 諸外国との情報交換 放射線審議会での検討	[得られた効果] 規制の合理化、高度化等により、安全の向上につながった。	引き続き、最新の知見、国際的な基準、指針類を取り入れるための予算を確保する。
核物質防護の充実強化 (47百万円)	我が国の核物質防護の新運用体制の確立、高度化のための調査を行った。	[得られた効果] 核物質防護システムの高度化等により、核燃料物質の防護の向上につながった。	新核物質防護システムの高度化を早急に進めるための予算を確保する。
放射線源のセキュリティ確保のための体制整備 (7百万円)	IAEA主催の会合に出席した。 セキュリティに係る国際動向、線源登録管理システムの基本設計に関して委託調査を実施した。	[得られた効果] 放射性同位元素の防護の向上につながった。	放射線源登録管理システムを平成20年度中に整備するための予算を確保する。

国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認する。
(毎年度・毎年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	核物質が核兵器等へ転用されていないことを確認
	A = 核物質が核兵器等へ転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数が0件 B = 核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数が1件 C = 核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数が複数件、または、核物質が核兵器等に1件以上転用された 原子力の規制は、達成目標を達成するに必要な十分な範囲で措置されているため、判断基準として「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。

なお、国内の核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことの確認の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、国際約束に基づき当該物質を取り扱う期間全体をとおして実施するものであり、ある一定期間(複数年)を設け当該機関の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であえて政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考える。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。

また、仮に我が国において保障措置上の問題が発生したとしても、判断基準の設定が困難ではあるが、発生した問題に係る行政の規制行為の適否についても評価にあたって留意する必要がある。

2. 平成 18 年度の状況

我が国は、核不拡散条約(NPT)に基づき、国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受け入れ、国内にある核物質が核兵器等に転用されないことを確認している。

具体的には、文部科学省が、国内保障措置制度に基づき国内にある核物質について、計量管理する、封印、カメラ等により封じ込め/監視を行う、現場査察を行う、ことを柱としたシステムにより核兵器等に転用されていないことを確認し、IAEAがそれを確認している。

平成18年度においても、同様な保障措置活動により、また定型化している業務については原子炉等規制法に基づき指定された財団法人核物質管理センターが実施するという効率化を図った上で、文部科学省は、国内にある核物質が核兵器等に転用されないことが確認されており、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。

なお、平成18年の査察業務量は、2921人日と六ヶ所再処理施設のアクティブ試験開始に伴い前年よりも査察業務量は21.4%増加しており、財団法人核物質管理センター等を活用しつつ、より効果的・効率的な新たな保障措置手法の開発や保障措置体制の強化を加速させることが必要。

また、平成19年6月のIAEA理事会において、平成18年の我が国の保障措置実施状況の結果として核兵器等への転用がないとの評価が報告される見込みであり、国及び財団法人核物質管理センターが実施した保障措置活動による本達成目標の評価結果は、IAEAによる評価と相違なく評価されたこととなる見込みである。

(指標・参考指標)

指標	14	15	16	17	18
核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数	0	0	0	0	0
参考指標					
査察業務量(暦年を使用、単位は人日)	2,311	2,247	2,460	2,406	2,921

(評価に用いたデータ資料等)

IAEAが前年1年間の保障措置実施状況をまとめた報告書(Safeguards Implementation Report: SIR)において我が国は、保障措置下におかれた核物質の転用の兆候がなかった、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候がなかった、と評価されている。

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

核物質が核兵器等に転用されていないことを確認するという目標は、国際約束そのものであるもので、今後とも目標を達成し続ける必要がある。今後も引き続き文部科学省は、財団法人核物質管理センター等を活用しつつ、国内の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認を着実に実施する。

また、平成19年度以降は、平成19年11月に本格稼働予定の六ヶ所再処理施設をはじめとした新・増設等により増加する原子力施設への査察対応、IAEAが新たに検討している保障措置手法への対応、世界的な原子力利用の復興に向けた取組等の急激な業務の増加に対応するため、保障措置体制の強化とより効果的、効率的な保障措置手法の開発等を行う必要がある。

上記を踏まえ、特に平成20年度予算については、保障措置の着実な実施、より効果的、効率的な保障措置手法の開発等、急増する保障措置業務に対応できる保障措置体制の強化、に向けた所要の経費を要求する予定。また、平成20年度機構定員については、急増する保障措置業務に対応できる体制への再構築のため、保障措置室長、保障措置企画専門官を振替、新設要求する予定。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
保障措置の実施 (3,179百万円)	国内にある核物質について、計量管理する 封印、カメラ等により封じ込め/監視を行う 現場査察を行うことを柱としたシステムにより核兵器等に転用されていないことを確認した。 また、上述を実施するための保障措置手法の開発等を実施した。	[得られた効果] 国内にある核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できた。 また、平成19年6月にIAEAは、2006年の我が国の保障措置活動状況について核兵器等への転用がないと評価	以下を実施するための予算を確保する。 引き続き、国際約束に基づく保障措置を着実に実施させるための予算より効果的、効率的な保障措置手法の開発等を実施させるための予算急増する保障措置業務に対応できる保障措置体制の強化に必要な予算

達成目標 6 - 3 - 4

情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得る。
(毎年度・毎年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	S = 必要なプレス発表、ホームページの更新を行うとともに、ホームページ上に新たなコンテンツを作成するなどの取組によって、アクセス件数が、著しく増加 A = 必要なプレス発表、ホームページ更新を行い、アクセス件数が、前年度と同程度を維持する B = プレス発表やホームページの更新を十分に行わず、ホームページへのアクセス件数も著しく減少 C = 情報発信をほとんど行わず、ホームページへのアクセス件数も著しく減少等
------	--

2. 平成 18 年度の状況

情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得るために、ホームページ整備、プレス発表を行っている。

ホームページでは、原子力・放射線の安全に関する解説や、改正された法律の解説を行っているほか、

- プレス発表資料(事故・トラブル情報等)
- 各種会議の開催情報等

の掲載を行っており、これら情報についてはほぼ毎日更新している。

平成 17 年度には、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正があったため、ホームページへのアクセス件数は、平成 16 年度と比較して著しく増加している。一方、平成 18 年度には安全規制に関する大きな法令改正は特段なかったものの、平成 17 年度と同程度のアクセス件数を維持していることから、必要な情報発信を行っている

と評価する。
参考指標である、プレス発表件数は、73 件である。プレス発表は、提供すべき情報が発生した時点で適宜行うべきものであり、その回数的大小が直接評価につながるものではないが、活発な発表が行われていると評価する。

(指標・参考指標)

指標	16	17	18
ホームページへのアクセス件数	126,089	196,260	192,043

参考指標	14	15	16	17	18
プレス発表件数(法令報告を除く)	57	50	83	86	73

3. 評価結果

A

4. 評価結果の政策への反映方針

情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得るといった目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、ホームページ整備、プレス発表を引き続き行う。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [19年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
ホームページを活用した国民の情報提供	事故・トラブル等の発生時に、ホームページにより情報提供を行った。 審議会、検討会等の開催にあたって、ホームページにより情報提供を行った。開催後は、原則、資料をホームページにより公開した。 パブリックコメント実施時に、ホームページにより情報提供を行った。 放射性物質の発見時の対応について、事業者以外を対象としたパンフレットをホームページにより公開した。	[得られた効果] 情報公開を通じ、行政の透明性の向上につながった。	
プレスへの積極的な情報提供	事故・トラブル等の発生時に、プレス発表により情報提供を行った。 審議会、検討会等の開催にあたって、プレス発表により情報提供を行った。 パブリックコメント実施時に、プレス発表により情報提供を行った。	[得られた効果] 情報公開を通じ、行政の透明性の向上につながった。	